

副議長（梶山昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議長を交代させていただきます。次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。最初に、後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

野党4党が提出した後期高齢者医療制度を廃止する法案が参院本会議で可決されました。制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、与党は制度の骨格は間違っていないとして廃止法案に反対しました。国庫負担を減らし、低所得層に重い負担増を押しつけ、今後も保険料は大幅に上がることで、医療の制限につながる診療報酬制度と一体になっていることなど、制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、高齢者の年齢で差別する制度の構造には手をつけず、保険料等の一部軽減策などで世論の批判をかわそうとするものとなっています。与党の小手先の見直しではお年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みです。

厚労省の資料から試算しますと、団塊の世代が加入するころには、保険料は今の2倍以上にはね上がります。今、国会で、全国で、高齢者を差別する後期高齢者医療制度への怒りがわき起こっております。医療現場からも抗議の声が上がり、茨城県医師会は全国に先駆けて制度に反対を表明し、20万人を目標にした後期高齢者医療制度の撤廃を求める署名運動を進め、その目標を優に達成したと聞いております。

本市においても、4月15日の年金天引きの日を前後して、多くの高齢者から制度に対する不安や怒りの声が担当窓口へ寄せられたと聞いております。高齢者の声をどのように受けとめておられるのか、後期高齢者医療制度が始まって2カ月以上過ぎましたが、現状をどのように認識されているのか伺います。

私は、5月21日、市長に要望書を提出いたしました。2項目あります。1つは、月1万5,000円未満の高齢者の保険料は全額免除するよう、市として茨城県後期高齢者医療広域連合に働きかけること。2点目として、65歳から74歳までの重度心身障害者への医療福祉費支給制度、通称マル福制度とっておりますが、この制度について後期高齢者医療制度への加入を条件とする措置は撤回し、医療保険の選択にかかわらず医療福祉費支給制度を適用することの2項目です。

茨城県市議会議長会は、4月17日、年金受給月額1万5,000円未満の低所得者に対する新たな減免制度を創設するため要望決議を採択し、茨城県市長会、茨城県町村長会に送付しました。

5月28日、私ども日本共産党地方議員は、茨城県後期高齢者医療広域連合に対し、県市議会議長会の要望決議を重く受けとめ、年金月1万5,000円未満の高齢者の保険料は早急に全額免除することなど3項目を申し入れました。出席していた黒川連合会事務局長は、市議会議長会の決議は重く受けとめなくてはならないと考えている、広域連合には自主財源がないため市町村に負担をお願いすることになる、相談し協議すると答えております。

5月29日に広域連合が招集した市町村担当課長会議が開かれ、要望決議に対する意向が問われたと聞いておりますが、いつまでにどのように答えようとしているのか、お伺いいたします。

2番目に、介護保険制度改正による問題点と人材確保等についてお伺いいたします。

介護保険制度は2000年4月に施行以後、利用制限と利用料の負担額がふえ、利用者や家族、介護の現場からも批判の声が上がっています。2006年4月に介護保険の改定が全面実施され、軽度の人を中心に、介護ベッドや車いすの貸しはがし、訪問介護の時間が減らされるなどの介護の取り上げが全国に広がり、厳しい批判が巻き起こりました。制度の改悪後、給付費は政府の当初予算見込みすら下回ることが繰り返されており、本市でも給付の伸び実績は2006年度を境に鈍化し、横ばいになっている状態です。本市が管理監督する介護保険適用事業者は、グループホームが7事業所、小規模多機能居宅介護が2事業所など、11の事業所がありますが、運営基準や人員基準などを調査されていると思いますが、実態はどうだったのか伺います。

人材確保等ですが、深刻な人材不足は福祉労働者の余りにも劣悪な労働条件が原因です。若者が福祉の仕事を選ぶ動機は、やりがいがある仕事だからがトップで6割に上ります。これは2004年の厚労省調査です。ところが、月給は平均22万7,000円で全産業の6割程度にすぎず、若年者の多くは年収200万円未満です。専門性を必要とする仕事でありながら、調査によれば、非正規の職員は介護で約4割、訪問介護では約8割に上ります。加えて、夜勤や長時間の過酷な労働です。介護や福祉の支え手が劣悪な労働条件に置かれているのでは支えられる高齢者や障害者の尊厳を守ることはできません。こうした事態になったのは、介護保険法を改悪し、二度にわたって介護報酬を引き下げたためです。労働条件を改善し人材不足を解消することは介護制度存続にかかわる国民的課題です。

私の知っております老夫婦は、「毎回のよう若いホームヘルパーさんが、研修です、きょうも研修ですと来るので落ちつかない、心配だ」と、このように話しておりました。勤続年数1年未満が事業所によって何人、2年未満が何人いるかなど、勤務状況、身分などをきちんと把握することも必要です。市として、介護労働者の実態を調査して国に改善を要望するなど適切な対策をとるべきだと思いますが、ご見解を伺います。

3番目に、精神保健事業の充実についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が実施されて2年余が経過しました。政府は世論に押されて利用者負担軽減等の特別対策を実施しましたが、原則1割の応益負担による障害者の負担と不安は依然として極めて大きく、また、施設に対する報酬が削減されて運営が危機に直面し、ここでも人材不足が深刻化しております。

本市においても、精神に障害を持つ人たちの通所作業所として長年にわたって関係者の努力で運営され、本市にたった1カ所だけあった作業所が廃止を余儀なくされました。このとき、同じような作業所が県内24カ所ありましたが、本市を除いた他の作業所は全部残ったと聞いております。行政がもっと一生懸命であったらと、今でも残念に思っております。

廃止されて1年余たちました。利用されていた障害者の人たちは支援を必要とする人たちです。現在、どのような状況のもとで生活されておられるのか伺います。

精神保健事業として、新規で年11回実施される精神保健相談や心の相談への職員派遣の事業などが行われております。精神デイサービスが総合福祉会館、水府地区保険センターの2カ所で

それぞれ月3回実施されておりますが、登録者数が12名、毎回四、五名の参加だと聞いておりますが、デイサービスの利用が余りにも少ないと思われま。何が理由となっておられるのか伺います。

病状が安定していないと外に出にくいということもあるでしょう。生活のリズムの安定を図るためにも、また信頼関係を深めていくためにも、決まった場所で週に少なくとも3回から4回、いつでも参加できるような受け入れ体制がつくられないものかどうか、お伺いいたします。

4番目に、事業者の産業廃棄物不法投棄の問題についてお伺いいたします。

水府地区の住民の方々から、Y工務店が産業廃棄物を同地区に不法投棄している、市や県、警察にも通報したが、厳しく対応してほしいと、このような相談がありました。いつ通報があつて、どのように対応してきたのか、その経過と内容を伺います。

私は、指導監督する県の環境保全課に行って県の対応についても調べてきました。県の立ち会いのもと覆土を2メートルほど掘り起こし現地確認したところ、コンクリートがらや廃材が確認できたとのこと。県は、廃棄物は完全撤去させると答えておりますが、これは当然のことだと思います。

地元住民の皆さんの話によれば、掘り起こした別の箇所にもさまざまな産業廃棄物が投棄されているとのこと。市も住民からよく状況を聞いて、このような悪質な行為に対して、県と連携して問題の解決にしっかり当たるべきだと思います。今後の対応についてお聞かせください。

県が公表しております資料によると、平成18年度末に残っている不法投棄は、当市は3件で量は7万3,044トンで、茨城県で一番多つくば市の30件、17万3,615トンに次いで多く残っております。件数は3件と少ないにもかかわらず、今まで発見されていないのかもしれませんが、量としては県内で2番目に多く、これは問題です。これについて市は状況をきちんと把握されているかどうか、また、今後、産廃の不法投棄防止のためにどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

5番目に、学校施設、教育の充実についてお伺いいたします。

1点目として、耐震化についてです。

5月に発生した中国四川大地震では多くの学校校舎が倒壊し、多くの子供たちが犠牲になり、胸が痛みます。日本でも決して人ごとではありません。2004年と7年に大地震に見舞われた新潟県でも校舎に被害が出ました。学校の耐震化計画については、児童生徒の命と安全を守る最優先の課題として、昨年10月議会でも質問をいたしました。

昨日の同僚議員の質問で、耐震化率が小学校校舎65.5%、中学校校舎14.8%、小学校体育館70.6%、中学校体育館11.1%。中学校の校舎は、まだできたばかりですが里美中と今年度実施設計に入る峰山中を除いて、ほとんど昭和40年代に建てられております。中学校の体育館は、峰山中を除いて昭和40年代から50年代にかけて建設されており、いずれも耐震化事業が始まったばかりで、低い耐震化率になっております。

今国会で学校施設の耐震化を促進するための法案が5党の共同で国会に緊急提出され、今国会で成立する見通しです。法案の柱は、市町村が行う公立幼稚園、小中学校施設の耐震化事業につ

いて、耐震補強工事への国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に、改築への補助率を現行3分の1から2分の1に引き上げる。市町村に公立学校施設の耐震診断実施と結果公表を義務づける。私立学校施設の耐震化にも汎用するというものです。

補助率引き上げの対象は、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いとされる構造耐震指標0.3未満の建物。引き上げ期間は、2010年度までの3年間となっております。補助率引き上げを、当然、取り込んだ当市の今後の耐震化計画についてお伺いいたします。

2点目として、教室へのクーラー設置についてです。

職員室、保健室へのクーラーが設置されましたが、最近の夏の暑さは異常です。30度を超える猛暑から子供たちの勉強条件と健康を守る上でも、普通教室へのクーラー設置は必要不可欠の課題となっております。学校の立地環境においても差があると思います。また、クラスの規模、例えば峰山中や瑞龍中は1クラス35人から40人と大人数のところも幾つもあります。年次計画を立てて教室へのクーラー設置をぜひ進めていくべきだと思いますが、ご所見を伺います。

あわせて今年度、峯山中学校の校舎の改築のための実施設計に入っておりますが、教室へのクーラー設置を検討されているのか、伺いたいと思います。

学校図書司書業務補助員の配置についてです。

小中学校への図書司書配置について、読書の持つ重要さから、そして専門の司書の配置をしてこそ初めて本来の学校図書館としての機能が果たせると繰り返し要望してきました。また、毎年のように予算要望も行ってきました。

そのたびの答弁では、市内小中学校ではほぼ全校に学校図書館法に基づき図書司書が配置され、児童生徒に対し主体的な学習の支援や、また児童生徒の読書習慣の形成を図る上で大きな役割を担ってきている。学校図書館への展示物の作成や図書の整理、廃棄等、また、児童生徒並びに教師に対して専門的な指導、助言を積極的に行っているとか、また、専任の司書の配置については、県と市教育長協議会において毎年県に要望している。今後とも引き続き配置については要望していくと、このような答弁が繰り返されてきました。

現場ではクラスを受け持つ教師が司書教諭の業務を兼務しております。専任と兼任では物理的条件が全く違います。同じような仕事をして十分な指導援助はできません。専任の図書司書が配置されている学校では、どこでもそれ以上に子供たちへの貸し出し冊数も伸び、読書活動の活性化に貢献しています。

私は今回、これまで図書司書の配置を求めてまいりましたが、一步退いて、図書司書の業務を補助する司書業務補助員として図書司書が配置されればということで要望をいたします。学校図書館が生まれ変わってくるという話も聞いております。いつも人がいる温かさが感じられ、子供たちが図書業務補助員の笑顔に迎えられる、生きた交流の場になります。県内では、昨日も事例が出されましたが、鹿嶋市が昨年度、小学校に専任学校司書の配置に乗り出し、児童の読書活動の活性化にも効果を上げています。当市でも県に要望するだけでなく、モデル事業として図書司書 司書業務補助員ですが を配置して、その後、順次拡充し、すべての小中学校に配置していくことができれば、豊かな感性を持ち、思いやりのある本の大好きな子供たちがたくさん育

つでしょう。ぜひ学校図書司書業務補助員の配置について教育委員会のご努力をお願いするものです。ご所見を伺います。

最後に、就学援助制度の周知徹底と改善についてお伺いいたします。

就学援助制度は、小中学生が安心して勉強ができるように、家庭の事情に応じて学用品や給食費、修学旅行費などの補助を行い、義務教育は無償と定めた憲法第26条を根拠に法律に基づいて行われている制度です。子供たちの教育を受ける権利の保障となっています。

しかし、国は2005年から準要保護者への補助金を廃止し、一般財源化してしまいました。所得格差が広がるもとので、この制度がますます重要になっています。しかし、準要保護認定者数を見ますと、2005年から2007年、150人前後で推移しております。2008年度は認定者数が何人なのか伺いたいと思います。

周知徹底については、市民生活ガイド及び市のホームページ、広報、お知らせ版に掲載し、また、先生方による児童生徒の家庭訪問等において家庭状況を確認し対応されておられますが、多くの市町村で行っているように、就学援助の申請用紙を在学生には前年度の12月から3月までに、新入生には4月に配布をし、学級担任に提出できる方法を新たにあってほしいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

私は、最近ある保護者から、2月に学校で就学援助の手続を済ませたが、何の連絡もない、どうなっているのかという相談を受けました。早速教育委員会で調べていただきましたが、まだ学校から提出されていないとのことで、調べましたら、いろいろ行き違いがあったようですが、学校関係者に制度の意味をよく理解していただく上でどのような話し合いがされているのか、伺います。

就学援助金の支給方法の改善についてですが、ほとんどが事後に支給されるので、金額が大きいと準要保護の世帯の中には非常に負担になります。就学援助制度の本来の目的からいっても、事後の支給ではなく、事前に支給できないものかどうか、ご見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、制度開始からきょうまでの状況及びそのとらえ方でございますけれども、議員ご承知のとおり、制度の施行までに約2年の準備期間があったわけでございますが、ネーミングに対する批判から、制度開始初日に長寿医療制度と呼称が変えられたり、窓口や電話などには保険証が届かない、保険料が幾らになるのか、高いのでは、どのような方法で納めるのか、年金天引きはおかしい、制度が複雑でわかりづらいといった苦情や問い合わせが殺到するなど、混乱と不安の中でスタートとなってしまいました。

第1回の年金天引きが行われました4月15日過ぎからは、次第に問い合わせなどの件数も少なくなり、現在では、新たに75歳を迎えられる方々からの制度に対する問い合わせや、年金天

引きから外れた普通徴収の方から納付時期の問い合わせなどが入る程度に落ちついてまいりましたが、いずれにいたしましても、制度開始時期までに被保険者の皆様や市民の皆様の理解と信頼を得ることができなかつたことにつきましては、制度に対する周知、啓発が不十分であったことによるものと深く反省しているところでございます。

既に制度がスタートいたしておりますので、今後は、被保険者の皆様や市民の皆様に混乱や不利益などが生じないように周知徹底に努めながら、制度の定着に向けて適切に対処していくことが重要であると考えております。

2点目の茨城市議会議長会から提出されている要望決議の対応についてでございますが、議員ご発言のとおり、平成20年4月17日に茨城県市議会議長会から県後期高齢者医療広域連合会長あてに、後期高齢者医療制度の減免制度に関する要望決議が提出されました。年金受給月額1万5,000円未満の低所得者に対する新たな減免制度の創設を要望するものでございます。

早速、県広域連合では、他県の状況などを調査しながら、予算や財源面、事務処理上の課題等についての検証を行うとともに、要望決議の取り扱いについて議会運営委員会に諮り、低所得者に対する保険料の減免を行う必要性は認めながらも、関係市町村との協議を行いながら、足並みをそろえた対応が必要であるとの確認がなされていると伺っております。

5月29日の課長会議の時点ではどのような見通しになるのかということでございますが、6月中に市町村に照会、意見の集約を行うようなお話でありましたけれども、国等の状況が不透明であるため、その時期、実施方法等についてはまだ決定されないということでございます。

次に、精神保健事業の充実について2点のご質問にお答えをいたします。

最初に、ピロス工房の利用者はどのような生活をしているのかというお尋ねでございますが、障害者施設のひまわりに2名、ゴダイファクトリーに1名、常陸太田市作業所に1名、その他在宅の方が8名いらっしゃいます。

それから、デイサービスの利用が少ない理由でございますが、これは多分に精神障害者としての特徴も関与していると判断されます。精神障害者の多くはその障害の特徴といたしまして、集中力、持久力の欠如や人とつき合うのが苦手で、グループ場面では緊張しやすいだけでなく、精神症状を抱えたままグループでの他者との交流場面に参加しており、デイサービスであっても、その参加は相当な精神的負担となっている場面もございます。

また、それぞれが病気による異なるさまざまな生活障害を抱えておりますので、適切な支援を受けないまま生活を続けていくと病気の悪化を招きやすく、さらには入院の繰り返しを行う事態を引き起こし、地域での生活を困難にするばかりでなく医療費の増加にもつながることなどがあると思いますが、そういう理由でデイサービスにつきましては、負担の問題もございましたけれども、利用が少ないという状況があると思います。

それから、精神障害が軽い方につきましては、うちで生活しているのがいいということもございますので、必ずしもデイサービスを利用するとは限らないと思います。

副議長（梶山昭一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 介護保険制度改正による問題点と人材確保等についての質問にお答えいたします。

最初に、法改正による市に係る11事業所の実態についてはどうかというご質問でございますが、介護保険制度改正に関してでございますが、平成18年度の制度改正におきましては、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、軽度者への予防給付について、サービスの内容等の見直し、グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設、地域の高齢者を総合的に支えていくための必要な援助、支援、包括的、継続的に置かれる機関としての包括支援センターを設置してきたところでございます。

制度改正により新予防給付が新設され、介護サービスの利用につきましては、地域包括センターにおいて、介護予防の観点から自立支援をより徹底するための改正である内容を説明し、利用に当たっての要望や相談を受けながら、利用者に必要な予防ケアプランを作成するなど、各事業所におきまして介護サービスを提供しているところでございます。

なお、事業者間との関係でございますが、市と包括支援センターが中心となりまして、市内の居宅介護支援事業者により制度改正の内容や運用などの情報交換を行うための連絡会を定期的に開催してきてございます。

また、制度改正により、地域密着型サービスに位置づけられたグループホーム、小規模多機能居宅介護等につきまして、市が指導・監督の権限を有することになったことから、指導業務を行ってきております。

平成19年度の実績でございますが、市による指導の対象となる周知事業所につきまして、10月からことしの2月にかけて、順次実施、指導を行ってまいりました。指導の結果につきましては、各事業所における人員基準、施設基準、施設設備基準等につきましては問題はございませんでした。特に昨年度の指導につきましては、事業者の育成や支援、それから主に指導を行ってきておりますが、国が示す政策上の重要課題でございます高齢者等への虐待や身体拘束につきまして、理解や防止のための取り組み等、こういった指導を行ってきたところでございます。

次に、人材確保等についてでございます。

介護事業所における人材確保が困難な状況となっておりますが、実態調査ということでございますが、お答えいたします。

ことしの4月に市内の各事業者には人材確保が困難な職種、また確保したい従業者数についての実態調査を行ったところでございます。どの事業者につきましても人員の基準は満たしてはございましたが、よりきめ細かい介護を行うための人員の確保が困難、または確保したいと答えた事業者につきましては、14事業者で59人の結果となっております。

なお、全国的にこういった介護現場の状況でございますので、介護現場の人手不足解消に向けた介護従事者処遇改善法が国において先月、5月21日に成立いたしておりますので、今後、これらを受けまして関係機関とともに介護事業の円滑なる推進を図ってまいります。

なお、先ほど福祉用具貸与のサービスにつきましてご質問がございましたが、これにつきましては、身体の状態に応じて必要と判断される方が利用できるサービスでございます。また、平成

19年4月に一部利用の見直しが行われ、軽度の方でも身体の状態に照らし、福祉用具を必要とする状態に該当すれば利用することができるということになっております。

今年3月の状況でございますが、利用件数といたしましては436件となっております、このうち運用の見直しによる軽度者の利用につきましては、車いす等35件の利用となっております。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 済みません、先ほどの答弁で間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどピロス利用者の、常陸太田市作業所と申し上げてございましたが、常陸大宮作業所1名でございます。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 事業者による水府地区の産業廃棄物不法投棄の問題について、3点の質問にお答えをいたします。

1点目の現在までの経過でございますけれども、ことしの3月24日に茨城県廃棄物対策課へ産業廃棄物不法投棄についての通報がありました。それに基づき県北地方総合事務所環境保全課が現地を確認し、事業者に対し撤去指導を行っております。これに対して事業者から県北地方総合事務所長に3月31日付の産業廃棄物撤去計画書が提出されております。

しかし、4月22日に環境保全課から市生活環境課へ現地立ち入り調査の依頼がありまして、県及び水府市民生活課と生活環境課の職員が現地を確認したところ、現地には建築廃材などが多数あったことから、事業者を訪問し、改めて廃棄物の全量撤去を指示し、また、撤去作業には、県、市が立ち会うので事前に連絡するよう指導したところでございます。

5月16日に県及び市で現地確認をしたところ、事前連絡がないまま、既に現場は覆土され整地された状況でした。従業員の話では、連休前に建築廃材を撤去し山土を覆土したとのことでしたので、確認のために5カ所掘り返したところ、2カ所から廃材が出てきたため、5月27日に改めて県・市立ち会いのもと撤去作業を行うことといたしました。

5月27日に予定どおり立ち会いを行い、現地を掘り返したところ、南側の斜面から廃材が出てきたため、この斜面のあたりを掘り返して廃材を集め、分別し、掘り返した後については確認するために、埋めずにそのままにしておくように指示をいたしました。

しかし、6月2日になり太田警察署より県環境保全課に通報がありました。内容は、5月29日に現場近くをパトロール中、掘り返した土を別の場所に運び入れていたのを発見し、作業員に命じて中止をさせたという内容でございました。

県と市で急遽現地を確認しましたところ、事業者事務所の北側の山中で運び込んだらしき廃材の混じった土を確認。さらに山道に廃がわらを敷き詰めてあるのを確認したところで。

その後、事業者を訪問し、再度、廃棄物撤去処理計画書及び始末書を提出するよう指示をいたしました。

以上が今までの経過となっております。

2点目の今後の対応ですが、不法投棄事案の対策は、早期発見、早期の対応が重要であります。現在、県条例に基づき、県職の併任辞令を6名の市職員が県知事より受けております。法に基づく立ち入り検査権を付与されておりますので、市民からの通報があり次第、県に報告するとともに、協議を行い、現地に立ち入り確認をして適切に対応をしてみたいと考えております。

3点目の不法投棄について、県に聞いたら市内に3件あるということで、把握をしているのかというご質問でございますが、県の示した3件にあるかどうかはわかりませんが、1件については本件と思っております。

もう1件については、市の職員が産業廃棄物撤去指針の計画書に基づき、きょう業者とともに現地を確認をしているところです。もう1件については、法に基づき現在も指導をしているところでございます。いずれにしましても、先ほど答弁したように、発見次第、全量撤去の指導をしてみたいと思っております。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校施設教育の充実について3点のご質問がございました。

まず、1点目の学校施設の耐震化についてお答えをいたします。

教育委員会では、平成18年度に耐震化優先度調査を実施いたしまして、昨年平成19年度には耐震化計画を作成したところでございます。耐震化には多額の経費がかかることから、耐震化計画を具現化するため、本年度中に計画期間や財政面を含めた市の公共施設全体の耐震改修促進計画をつくることになっておりまして、この計画策定後に市民に公表したいと考えております。今後、この促進計画をもとに、校舎、体育館の耐震診断や耐力度調査を実施し、その結果を踏まえて、耐震改修工事や改築工事等を、国の補助を受けながら順次実施してみたいと考えております。

続きまして、2点目の教室へのクーラー設置についてお答えをいたします。

学校施設へのエアコン設置につきましては、これまで小中各校、コンピューター室、保健室、職員室、校長室に実施をしてきております。本市の場合、学級数が多く、普通教室の配置は多額の費用を要し、国や県の補助制度もないことから早期の整備推進は難しい状況にあり、現在のところ普通教室にエアコンを設置することは考えておりません。したがって、峰山中学校においても設置することは考えておりません。

続きまして、3点目の学校図書館司書業務補助員の配置についてのご質問にお答えをいたします。

学校の図書室への専任司書の配置につきましては、昨日、深谷議員からも同様のご質問があり、ご答弁を申し上げたところでございますけれども、本市の学校での図書活動につきましては、学

校と市立図書館，そしてボランティアの皆さん方との協力体制のもとに進められているのが特色でございます。人の配置はしておりませんけれども，昨日も申し上げましたように，みんなに薦めたい1冊の本推進事業におきましても，大変高い実績を残しておるところでございます。今後，子供たちの読書活動あるいは図書室のさらなる充実のために図書室担当者と協議を進めてまいります。その協議の中で，さらにどのような人を配置することによって成果が期待できるのか精査をいたしまして，議員よりご提案がありました学校図書館司書業務補助員の導入も含めて判断をまいります。

続きまして，就学援助制度の周知徹底と改善についてのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度の周知につきましては，現在，市民生活ガイドや市ホームページに常時掲載するとともに，毎年3月にお知らせ版に掲載し，周知を行っているところでございます。また，教員による児童生徒の家庭訪問時において家庭状況の確認をした上，個別に制度の説明をしております。今後，各学校を通して，保護者に対し制度概要の資料配布等の説明を実施していく考えであります。あわせて，学校に対しても再度制度の説明を行い，周知徹底を図っていきたいと考えております。

支給時期につきましては，年額支給や，それから月額支給のもの，学用品，通学用品，給食費等でございますけれども，それらにつきましては今後検討していきたいというふうに考えております。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

最初の後期高齢者医療制度の現状と今後の対応についてということで，いろいろと4月15日前後しての窓口での市民からの苦情その他問い合わせ等々，報告がございました。保険料が高いのでは，年金から天引くのはおかしい，制度が非常に複雑だという苦情，こういって制度の周知徹底については反省しているということですがけれども，これは担当課というよりも国の制度そのものが非常に複雑でわかりにくいと。年金から天引きは国が決められているわけですから，担当課がしかられてもどうしようもないわけですね。このような市民の怒り，不安が寄せられたということに対して，それをどう受けとめておられるのかと。

私は職員の方などからもお話ししましたがけれども，こういう制度について非常に胸が痛むと言う職員の方がおりました。今，職員の資質そのものがいろいろ言われておりますけれども，私は，こういう制度そのものについて心が痛むというようなこと，そういった市民の立場，高齢者の立場に寄り添った，こういった資質が求められているのではないかと，このとき思ったわけですがけれども，こういう状況を，2カ月ちょっとたったわけですがけれども，どのように受けとめておられるのか伺いたいと思います。

それから，5月29日，足並みをそろえて対応したいということですがけれども，それから，今，国会のほうでもこういう保険料等々についての軽減策，一部見直し等を打ち出してきておられて，これは先ほども言いました，手直しと私は言うておりますけれども，こういうことがありま

すが、それにつけても市議長会から出されている要望決議、これについて時期等が決定されないということではありますが、これについてはどのようにお答えをするべきなのか、答弁がありませんでしたのでお願いいたしたいと思います。

それから、市長に伺いたいんですけれども、私はこの間、街頭で後期高齢者医療制度について訴えてまいりました。そして多くの高齢者から怒りの声を聞きました。長生きは迷惑なのか、75歳になったら医者にかかるなど言うのか、年金をコツコツ積み立ててきたのに天引きとはひど過ぎる、国保や健保の扶養家族からなぜ75歳から切り離されなければならないのか、このような高齢者の声を市長はどのように受けとめるのか。

国立がんセンターの名誉総長の垣添忠生さんが、今回の後期高齢者医療制度について、医療費を減らす発想そのものが間違いだ、後期高齢者医療制度は憲法が保障している法のもとの平等に反するものだ、75歳以上の高齢者を切り離し健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものだ、考え方自体が根本的に間違っていると。国が医療費削減のために医療が本来果たす役割を放棄しようとしている、国のために懸命に働き支えてきた人たちが年をとって病気になったとき、その面倒を国が見ないとしたら、これは棄民そのものだ、お年寄りにかかる医療費をいかに減らすかという発想で、長生きが悪いことだと思わせるようなやり方は、日本の未来にとっても極めて不幸なことではないか、後期高齢者医療制度はその象徴的な出来事であり、私は制度そのものに反対だと。これは国立がんセンターの名誉総長の垣添さんの思いの訴えですけれども、いろんな問題を含んでいる後期高齢者医療制度、高齢者を強制的に囲い込んで負担増と医療制限を迫るこの制度、根本的から非人間的だと言えます。私は廃止しかないとと思いますが、市長のご見解を伺いたいと思います。

2番目の、介護保険制度につきましては、人材確保について非常に困難なところにあると。まずは報酬が低いということですね。勤続年数あるいは身分がパートか正規か、こういったこともしっかりと調べて、介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるように、こういう問題について国に声を上げていくということが非常に大事なことだと思いますけれども、今後、事業者に対して、勤続年数や身分等についても調べる必要があるのではないかと思いますけれども、この点についてはどうなのか伺いたいと思います。

精神障害者の充実ですけれども、これまでピロス工房の皆さんが通所作業所として非常に頑張ってきてくれたわけです。このうちの半分以上の方が在宅に戻ってしまったと。丁寧な指導を続けてきたからこそ作業所に通っていたわけですね。先ほど部長答弁の中でも適切な支援が必要だということではありますが、月に3回程度のデイサービスでは、なかなか保健師さんと精神障害者の方の信頼関係というのは保つまでには時間がかかるわけですね。そういう意味でも、それから安定した生活を送れるためにも、こういうデイサービスを月3回をもっとふやして、少なくとも週に3回から4回、こういったことでそういう生活になれさせる、信頼関係を築き上げる、こういった努力が私は必要ではないかなと、こういうふうに思うんですけれども、回数をふやす等についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

事業者の産業廃棄物不法投棄の問題についてです。

これを全量撤去ということで指導していくということですが、地元の人たちはよくわかっていて、今、覆土されてところを掘っておりますけれども、そういう場所のほかに自分たちは場所をよく知っている。ですから、先ほど言いましたように、地元の方からよく話を聞いて、そして徹底した指導ができるように、その上で完全に撤去できるような方策を講じてほしいと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

それから、これを悪質な行為と行政がとらえるのかどうか、その辺についても伺いたいと思います。

そして、この事業所、Y工務店ですが、5月15日に執行されている配水管新設工事の指名を受けているわけです。市の指名者選定に関する要綱では、不誠実な行為の有無、信用度など8項目に留意して選定するとなっております。指名業者を選定するときに、こういう問題を起こしている場合の選定はどのように考えておられるのか。今回は横のつながりが密でなかったので水道部でわからなかったということがありますけれども、こういう問題のときにはどのように対処するのか伺いたい。

先ほどもありましたけど、3月24日に市民が通報して、25日には県から撤去指導がされているわけですね。ですから、横の連絡が、情報交換がしっかりされていれば、このような事業所を指名するというようなことはなかったのかもしれないけれども、著しくモラルが欠けている事業所は指名しないという厳しい対処が必要だと思いますけれども、今後どのような対応をするのか伺いたいと思います。

それから、学校施設、教育の充実についてですけれども、なかなか耐震化につきましても、これはやっぱり最優先に、命にかかわる問題でもありますので、確かに多額の予算を措置しなければ進めることができない事業ですけれども、そうは言われていられませんので、この20年度からの耐震化改修促進計画をしっかりと立てていただいて促進を図っていただきたいと思います。

教育へのクーラー設置について、これも確かにお金がかかります。暑さ対策として、私はクーラー設置ということで要望しておりますけれども、今、いろいろな工法もみんなで知恵を出し合えばできるかとも思いますので、できれば中学生なども40人いっぱいいっぱいのクラスもたくさんあるわけで、そういうところには何とかこういう勉強条件を満たしたクーラー設置も行っていただきたいと思うんですけれども、暑さ対策について、今後こうした以外の方法もぜひ検討していただきたいと思います。例えば暑いときには氷水等々なども用意するとか、こういったこともできるかと思いますが、これは最低のことですけれども、こういったことの工夫もひとつ考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校図書館司書業務補助員の配置について。

これは非常に大事な補助員の役割ですけれども、先ほど教育長からもありましたように、当市の読書活動は非常に活発で水準も高いということは私も承知しておりますが、その質も問題ですね。もっと質を上げる、そういう意味でも、今後、図書室の担当者会議と、私が提案いたしました学校図書館司書業務補助員の導入も含めて判断していきたいというご答弁がありましたので、私、前向きに受けとめたいと思います。ぜひ積極的なご検討をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員さんから後期高齢者医療制度にかかわって市長はどう考えるんだというようなお尋ねがございました。

これまでいろいろな場面である語られてきたわけでありますが、この制度が施行されるに当たって、大きくは3点の問題点があると思います。1つにつきましては、適用までに2年間ほどの時間的な余裕がある中で、国民的な、あるいはそれぞれの自治体等を通じての被保険者への説明が非常に不足をしていたこと、あるいは合意形成が思うように図られていなかったこと、それが1つの大きな問題点だったというふうに思います。

もう1点は、75歳を区切りとするような診療内容についての、医療内容についての制約といえますか、そこが1つの問題点であったと思います。

そしてまた、3点目といたしましては、低所得者とか、あるいは今まで扶養家族であった人からも一人残らず医療費の徴収をすると、その3点が大きく整理ができると思っております。

その中で、例えば医療制度に対しては、75歳以上の方は人間ドックを受診する制度もなくなってきたわけでありまして、本市としてはそのところをかんがみまして、平成20年度から脳ドック、人間ドックに対する助成事業を取り入れたのもそういうところがございます。そしてまた、低所得者あるいは扶養者に対しては、私はもっともっと減免措置を講ずるべきだというふうに思っております。連合組織となっておりますから、地方自治体単独でこれをやっていくということにはできないような制度になっております。

したがって、本日、政府・与党のほうからは見直し案の国会への提案があるようであります。また一方では、野党を含めました皆さんからの廃止の法案も提出されると。そういう中で、一体どちらの方向に向かってこの議論が進んでいくのかということは正視をする必要があると思っております。なお、いずれにしましても、それは決まった時点で、さらにまた、今言いました考え方に基きまして、広域連合等で県全体としてどういう対応をすべきか、各自治体とも相談をしていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。

〔議長、暑いですが、上着を脱いででもよろしいですか〕と呼ぶ者あり〕

副議長（梶山昭一君） 暑いから上着を抜いで結構です。

保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度についてどのように受けとめているのかということでございますけれども、いろいろ課題はありますけれども、担当の部長でありますので、申しわけありませんが、個人的見解は差し控えさせていただきます。

2点目の茨城県の議会からの要望の対応についてはどうかということでございますが、後期高齢者医療制度はこれまでの老人保健制度と異なりまして、75歳以上の被保険者一人ひとりに

保険料負担を求めていくものですので、特に低所得者の方々に対しては保険料負担を軽減する措置が必要であると考えますが、具体的な方策等につきましては、国における検討、いろんな動向などを踏まえながら広域連合や関係市町村などと協議を重ね、足並みをそろえた対応を考えていく必要があると思っております。

3点目の精神保健事業の充実についてでございますが、デイサービスの増はどうかというご質問でございますけれども、デイサービスの回数の増につきましては、精神障害者の在宅生活を支援する上で、デイサービスや気軽に参加できる居場所づくりは精神保健事業の充実として有効な方策であると認識しております。引き続き、利用者本人や精神障害者を持つ家族の集まりである常陸太田地方家族会などと協議を持ちながら、デイサービスの回数増を含めたよりよい支援の検討をしてみたいと考えております。

副議長（梶山昭一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

介護現場における人材確保についてでございますが、先ほど答弁申し上げたように、国においても介護従事者処遇改善法、こういったものが可決されまして、今後、詳細を示されると考えておりますが、こういった中において介護従事者の確保も図られるものと考えておりますが、さらに介護従事者との情報交換、こういったものも図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 事業者の不法投棄物の問題についての2点の再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のほかのところにも投棄しているところのご指摘でございますけれども、2カ所については確認しておりますけれども、その他については調査をいたします。

2点目の悪質だとか、市はどうとらえているのかという質問でございますけれども、一連の行為については悪質な事例であると認識しております。これについては県あるいは警察とも同じ認識でございます。これからも県・警察と連携し厳しく対処してまいります。

以上です。

副議長（梶山昭一君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 事業所の産業廃棄物不法投棄の問題の中の指名停止の考えについてお答えを申し上げます。

指名停止につきましては、常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領によりまして行うこととなっております。指名停止等措置要領によりますと、法令に違反したとき、もしくはその他業務に関し不正または不誠実な行為があったとき市長が認めるときは指名停止となります。

本件に関しましては、今後、指名停止等措置審査会において審査を行い、厳格に対応してまいります。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。

2項目めの介護保険制度改正による問題点と人材確保について、事業所で働いている福祉労働者、そういった人たちの勤続年数あるいは身分、こういうことをしっかりと実態を掌握するということが今後の人材確保等について、あるいは安心してサービスを受けられるようなことについて非常に重要なことで、そういったことも含めて国に適切な対策を求めていくということも大事なので、こういうことをやるのかどうか伺いたしたいと思います。

介護職の待遇改善ということで、介護従事者処遇改善法というものが、先ほど言われたように、先月21日ですか、参議院本会議で可決成立しておりますけれども、こういうことが成立されておりましたも、中身が非常に不十分なんです。本当に財源不足、待遇改善ということを行っていくためには、国が介護保険料の国庫補助を50%から25%に減らしましたね、ここから大きな問題がぐっと生じてきているわけです。事業所なども廃止に追い込まれたりしていると。ですから、当面25%を30%に、最終的にはもとの50%に戻すということをするれば、保険料の負担も軽くなるし、事業所も存続、それから介護職に従事している方の待遇改善等々も解決されるんですね。だから、こういったことをしっかり国に常に要望していくということが大事かと思えますけれども、これについてご答弁お願いしたいと思います。

後期高齢者医療制度、これは本当に大変な問題になっていると思います。市長は、1万5,000円以下の方々の減免措置を講ずる必要があるというようなことが出されましたけれども、年齢を重ねたらみんなで長寿をお祝いして、医療費はただにしようということがまともな政治だと思うんですね。まずは今、後期高齢者医療制度という差別制度を撤廃して、まずもとの制度に戻す。その上で国民みんなで論議をして、財源等も含めて、だれもが安心して医療制度が受けられるという制度をつくっていくということが道理ではないかと思うわけです。ですから、ぜひそういった面でも問題点を十分ご認識されまして、廃止を求めて、正視するのではなく行動を起こしていただきたいと、このようなことを要望しておきたいとします。

入札関係ですけれども、廃棄物不法投棄を行っている事業所に対して、こういう場合に指名停止といかないまでも、こういうことを起こしたときに指名はしないということがまず第一段階だと思うんですね。そういうことについてはどのように考えているのか。私は先ほど厳しく対処するべきであると、そして場合によっては指名停止、そういったことも必要になってくるかと思えますけれども、こういった事件を起こしたときに、横の連絡をしっかりとりながら、たまたま登録業者になっていた場合に指名をどうするのかといったときには、外していくべきではないかなと、このように思うわけですが、もう一度その点についてのご見解を伺いたしたいと思います。

以上で時間になりましたので、一般質問を終わります。

副議長（梶山昭一君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

介護事業者の従事者等の勤続年数等の調査につきましては行ってまいりたいと考えております。なお、先ほど国等への人材確保についての要望につきましては、介護従事者処遇改善法、こういったものがこれから示されると思いますので、こういったものも見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（梶山昭一君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 事業者の産業廃棄物不法投棄の問題の中の指名停止の考え方についてお答えを申し上げます。

指名はしないということのご提言でございますけれども、指名をしないということは指名停止という行政処分になりますので、あくまでも指名停止等措置審査会における審査を要するというふうに考えております。したがって、本件については指名停止等を含めた審査を行いまして厳格に対応し、今後につきましても、同じように自発的に指名をしないというようなことは行政処分の一環であると思いますので、そうした審査会における審査の手続はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。